

平成30年1月吉日

子ども会で活動して頂くにあたってのお願い

日頃より皆様方には子ども会の活動へのご理解、ご協力ありがとうございます。

お陰様で今年度も子ども会では、七夕祭り・夏祭り・市民運動会・クリスマス会と多くの会員のお子様にご参加頂き、子どもたちだけでなく、私共役員も充実して楽しい活動をする事が出来ました。

さて、子ども会に関しまして改めまして皆様に下記項目を確認して頂きたく思います。

- 1 ビレジ自治会加入世帯の小学生全員が子ども会（入会届は不要）
- 2 子ども会の活動に参加を希望の保護者は、お子様が就学したら自治会事務局にて登録届の提出が必要。
未提出の場合は活動への参加が出来ません。
- 3 子ども会の活動に参加希望で、就学のタイミングで登録届を出し忘れた在学児も自治会事務局にて登録届の提出を行う。
- 4 登録届を提出された世帯の保護者は、卒業までに1回（1年間）の任期で役員を行う。

上記項目は別紙規約に基づいております。

今後とも子ども会で多くのお子様楽しんで頂き、活動して頂く為に、ご協力をお願い致します。

* 回覧版が回っている世帯の方は既に登録済みのため、登録届の提出の必要はありません。

平成30年1月20日
柏ビレジ子ども会

役員選出についてのお知らせ

次年度は、子ども会加入世帯減少により3支部の次年度役員候補が不在となったため、「特例」として1支部から3支部の役員を選出させていただき運びとなりました。

来年度からは、規約変更に伴い、役員選出方法が変わります。

従来は、各支部から現役員が次年度役員を選出する慣行になっていましたが、今後は支部関係なく役員の立候補を募ります。

立候補が役員数を満たさない場合は、役員未経験の高学年世帯から役員を選出いたします。

柏ビレジ子ども会個人情報取扱方法(要綱)

(目的)

第1条 柏ビレジ子ども会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定め、個人の権利・利益を保護することにより、事業の円滑な運営を図る。

(責務)

第2条 柏ビレジ子ども会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取扱方法は、年に1回回覧により会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 1. 子ども会会長に提出された「子ども会会長宛 子ども会入退会情報」受理により、個人情報を取得するものとする。
2. 入退会時に会員から取得する個人情報は、児童氏名、性別、通学先、学年、住所(支部・街区)、電話番号、保護者氏名、子ども会役員歴、その他会員保護者が同意する事項とする。

(利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 1 会員の名簿作成・運営・管理
- 2 子ども会費の請求・運営・管理
- 3 回覧板等による情報伝達
- 4 傷害保険への加入申込み

(管理)

第6条 個人情報は柏ビレジ子ども会会長が保管・管理するものとし、各種届書に依り取得した個人情報は適正に管理する。不要になった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第7条 柏ビレジ子ども会は、保有する個人情報について、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

柏ビレジ子ども会規約

第1条(名称)

本会は、「柏ビレジ子ども会」(以下「本会」という)と称す。

第2条(目的)

本会は、子ども達の健全な活動育成を図り、守り育てるために結成される。

第3条(会員)

1. 本会は、柏ビレジ自治会加入世帯の小学生により構成される。
2. 会員保護者は、子ども会活動を円滑に行う為、文書により会員の登録を行う。登録手続きをもって、子ども会活動への参加活動を可能とする。

第4条(賛助会員)

1. 本会には、柏ビレジ自治会加入世帯以外の、当地域または周辺地域に在住する世帯の小学生についても希望により賛助会員として入会することができる。
2. 賛助会員の会費は、年間500円とする。ただし既納分は返還しない。

第5条(事業)

本会は、柏ビレジ自治会および周辺地域が主催する行事に出来るだけ参加協力をするものとし、子ども達が地域社会になじみ、健全な発育ができる環境を造る努力をする。

第6条(役員)

1. 本会に、次の役員を全員(除く賛助会員)保護者より置く。
会長1名、副会長1名、書記1名、会計1名、その他必要な役員
2. その他必要な役員数は、子ども会会員数等を勘案して、役員会で次会計年度の役員数を決定する。

第7条(役員の任期)

役員の任期は1年とする。ただし、役員が任期途中で退任した場合、これを補い、その任期は前任者の残任期間とする。また、役員の再任は妨げない。

第8条(役員の選出)

1. 役員の選出は、原則として1世帯一回とし、子ども会に登録のある会員(除く賛助会員)保護者は会員期間中に役員の任務を引き受ける責任を担う。
2. 立候補により選出し、役員数に満たない場合には、役員未経験の高学年世帯より選出する。
3. 妊娠中や役員会の審議にて「特例の事情」があると認められた場合に限り、選出対象から除外することが出来る。

第9条(役員会)

1. 役員会は、役員をもって構成する。
2. 役員会は、活動計画・予算・決算等のため年1回4月に開催する。
その他、子ども会運営のため必要に応じて、会長が認めるときには招集し開催する。
3. 役員会の議長は会長または副会長がこれに当たる。
4. 役員の3分の2以上の出席がなければ開催することが出来ない。
5. 議案については出席者の過半数の賛成をもって議決する。

第10条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終了する。

第11条(活動費)

1. 本会の活動費は、柏ビレジ自治会から子ども会活動費を以って充てる。
2. 賛助会員においては会員を別途納入することにより、子ども会活動に対する公平な義務と平等な恩恵をうけるものとする。
3. その他行事实施に際して必要がある場合は、行事参加者から随時臨時活動費を徴収する。

第12条 (規約の変更)

本規約の規定は、役員会で決議する。ただし、軽微な変更については会長の決裁とする。

附則

この規約は、平成26年11月1日より施行する。

附則 (平成30年1月20日改正)

この規約は、平成30年4月2日より施行する。